



くらしと憲法

5月27日は「憲法記念春のつどい」2017

講演テーマは『武器輸出と日本企業』

憲法9条があるにもかかわらず、日本の軍事大国化は着々と進んでいます。では、その軍事が日本の経済や社会、さらには学術の領域で占めるウエイトはいかかなものでしょうか。このような観点から、この国のあり方を考えようと、5月27日(土)に同志社大学にて、東京新聞記者の望月衣塑子さんをお招きして「憲法記念春のつどい」を開催します。

望月さんは、自民党と医療業界の利権構造を暴いたことで有名ですが、現在は、防衛省の武器輸出、軍学共同などをテーマに取り材を進められています。

また当日は、憲法情勢について坂田隆介さん(立命館大学法科大学院准教授)の報告や、共謀罪についての大河原壽貴さん(弁護士)の緊急報告も準備しています。

同封のチラシをご覧ください、ぜひご参加ください。



憲法施行70年を迎えて

- 憲法改悪阻止に向けた京都憲法会議の闘い

2017年5月3日は憲法施行70周年で、いわば憲法の古希記念にあたる日です。本来であれば政府や自治体は憲法施行70周年を祝うべきですが、安倍首相は改憲をめざす日本会議の集会にビデオメッセージを送るという状況です。

安倍首相はこれまでも、1月の仕事始めや3月の自民党大会において、70周年に触れ、憲法改正への意欲を重ねて示しています。また、衆議院憲法調査会では、3月以降、「緊急事態条項」や地方自治などの論点で参考人質疑、審議が進められており、安倍首相、自民党は、具体的な改正条項の絞り込み、日本維新の会などの協力を得て改正案の国会発議をめざしている状況です。

このような情勢のなか、どのような運動が求められているのでしょうか。

私たちは、あらためて憲法の意味をかみしめ、憲法の原則を守り、憲法価値が実現されるような政治、行政を求めるべきです。「憲法を暮らしに活かそう」のスローガンをかかげた蜷川虎三京都府知事は、京都憲法会議の会員第1号でした。国政だけでなく地方自治の現場での生活破壊に対して憲法の価値を活かすことこそが大切だと思います。

京都は大学の街であり、多くの大学人・研究者、弁護士、文化人、宗教者など知の財産が蓄積されています。戦争法反対の運動では久しぶりに各大学の状況を交流する集会が開催されました。京都憲法会議は、京都の叡智を結集し、各分野と共同するためにも5月3日から11月3日まで憲法施行70周年企画を呼びかけようと考えています。

木藤伸一郎(京都憲法会議事務局長)

* 法学館憲法研究所のホームページ(「今週の一言」2017.4.10.)への寄稿文を一部編集しました。

No. 94

くらしと憲法
2017年
5月2日発行



「憲法ゼミナール」第3回 報告



「アベノミクスの検討

～現在の日本経済への1つの視点」

奥田宏司さん(立命館大学)



2017年2月17日午後7時から、ハートピア京都視聴覚室にて、立命館大学の奥田宏司さんを講師に、第3回憲法ゼミナールを開催しました。約30名が参加しました。「アベノミクスの検討・現在の日本経済への1

つの視点」とのテーマで、主に経済問題を中心に講演を受けました。

内容の要約は以下の通りです。



アベノミクス、とりわけ第一の矢と呼ばれる「異次元の金融緩和」(2013年4月～)によって為替相場が動き、円安ドル高や大企業の株価の上昇が起こったが、それはあくまで、実態ではなく予想や期待感で動く人が動いただけにすぎない。予想や期待感で動いたものに対しては、実体が伴わなければならないが、実体が伴うことなく、2014年後半には為替相場や株価の動きは停滞してしまい、2015年末には円高に転じてしまうこととなってしまった。

「異次元の金融緩和」について検討するときには、マネタリー・ベースとマネーストックの動きを見なければならない。日銀は、2013年4月から国債の大量購入によるマネタリー・ベースの増大を行った。ニュース映像などではお札が大量に刷られている映像が流されるが、マネタリー・ベースの増大とは、日銀がお札を大量に発行するというものではない。

「貨幣」と呼ばれるもののうち、市中に出回っている現金はごく一部であり、その大部分は企業の当座預金や一般の普通預金などの預金である。また、企業はひとつの銀行だけで取引するのではなく、様々な銀行を使うことになるので、銀行間の決済が必要になる。そのため、各銀行は日本銀行に当座預金を持つことになる。これが「日銀当座預金」。日銀当座預金は、日銀と銀行との間の国債購入の決済にも使われるが、ここでの取引はすべて口座間で行われるため、実際のお札は出てこない。日銀が各銀行の保有する国債を購入することで、その代金が、その銀行の日銀当座預金に支払われ、日銀当座預金が増大することとなる。これによりマネタリー・ベース(=現金+日銀当座預金)が増大することになる。

このマネタリー・ベースの増大は、マネーストック(=市中に流通する現金・預金の量)を増大させる可能性をもつが、それだけではマネーストックは増大しない。そこからさらに企業や個人が銀行からの借り入れを行わなければ信用創造は行われない。銀行による新たな貸し出しが行われて初めて、さらなる預金形成されることになる。例えば、当初現金100億円、預金準備率10%とすると、銀行は100億円のうち10億円(10%)を手元に置いて、残りの90億円を貸し出す。この90億円は借り手の預金に振り込まれるため、預金量としては190億円となる(二次預金)。さらに銀行は増えた預金量の90億円のうち9億円(10%)を手元に置いて、81億円を貸し出す。81億円も借り手の預金に振り込まれるため、預金量は271億円となる(三次預金)。このようにして、理屈上は100億円の当初現金から10倍の1000億円の預金をつくることができる。これが信用創造の仕組みである。

たしかに、日銀が国債を大量に購入することで日銀当座預金が増加し、マネタリー・ベースが増大すれば、企業や個人からの預金がなくても貸し出しが可能になり、銀行はさらに貸し出しを増加させることができる。しかし、現実には、マネタリー・ベースの増大がマネーストックを増加させているのか、信用創造が発生しているのかという観点から見ていく必要がある。2012年はマネタリー・ベースが138兆円(現金91兆、日銀当座預金47兆)だったものが、2016年には412兆円(現金101兆、日銀当座預金311兆)に増大しているが、その内



訳を見ると、現金が10兆円増(1.11倍)にとどまる一方で、日銀当座預金は6.6倍にまで増えている。そして、マネーストックは2012年から2016年にかけて、M1(現金通貨+預金通貨)が1.2倍、M3(M1+定期預金など)は1.1倍ほどにしか増えていない。むしろ信用乗数(マネーストック/マネタリー・ベースの比率)は低下している。

つまり、アベノミクスが行われた期間、貨幣は増加していないことが分かる。日銀がマネタリー・ベースを増やしても、実際に貨幣を増やすのは銀行で、銀行は預金を増やせず、貨幣を増やすことができていない。そして、マネーストック(M1)の増加も、信用創造によって増えているわけではなく、財政赤字で増えているだけ。マネタリー・ベースを増やせばマネーストックが増える=物価が上昇するという日銀の考え方は現実化していない。2013年末~2014年末に一時マネーストックが増加したが、これは、消費税の引き上げと円安による原油等の価格上昇が原因であって、信用創造によるものではない。

信用創造ができない=銀行が貸し出しを増やせないのは、国内消費が増えていないからである。ものが売れないので、企業は設備投資をしない。設備投資をすとしても、銀行からの借り入れによらず内部留保で設備投資を行うことになる。しかも、日本企業の設備投資の多くが海外であり、国内での設備投資は進まない。資金調達も海外(アメリカの投資家や銀行から)で行っている。一番重要な、日本の銀行による国内企業への貸し出しを伸ばすことができていないのである。国民の所得、消費が増えておらず、アベノミクス第一の矢が成功しているとは到底言えない。

それでは、アベノミクスの対案となる有効な金融政策はあり得るか。

2016年2月から日銀当座預金にマイナス金利が導入されており、日銀の資産が劣化している。現在、「負の遺産」を抱えている状態にある。一方で、「異次元の金融緩和」をいずれ通常の金融政策に戻す必要があるが、これを戻すことができるのかということが問題となる。アメリカでは、リーマンショック以後の量的緩和政策を2014年に終え、2015年2月にはゼロ金利を解除して、通常の金融状態に戻っている。それでは、日本でもこれができるのかと言われると、日本は「負の遺産」を抱えており、今の状態から抜け出すのに精一杯という状態にまでなってしまう。アベノミクスの対案(金融政策としての対案)はあり得ない。どうしたら状態を悪くせずに、現状から抜け出せるのかを考えるしかない状態に陥っている。

また、国債残高1000兆円という、多額の財政赤字のなかで財政政策も困難になっており、日本

『考えてみませんか？ わたしたちの未来、そして、この国のこと。』

考えてみませんか？
わたしたちの未来、
そして、この国のこと。



京都憲法会議 2016

労働、福祉、教育、選挙制度、立憲主義、緊急事態条項、戦争法など、さまざまな視点を提供し、私たちの未来を考えるリーフレットです。全8頁。京都憲法会議のHPでもご覧いただけます。(2016年6月22日発行)

は、金融政策、財政政策のいずれにも依存できない状況にある。

今後、労働力人口の減少で、GDPは縮小方向に向かうことになる。時間をかけて少子高齢

化対策を行わなければ、対策にはならない。また、新しい産業を創出することも必要で、時間をかけた新産業の育成が必要である。



「憲法ゼミナール」を開催中です！

憲法施行70年の今年は、改めて日本国憲法の価値を現実の政治状況の中で確認しつつ、その価値を実現する運動を進めていかなければなりません。そこで、京都憲法会議では改憲論に理論的に対峙するため、市民のみなさまに学習、そして討論していただく「憲法ゼミナール」を開催しています。

2月17日には、奥田宏司さん(立命館大学特任教授)に「アベノミクスと日本経済の行方」のタイトルでご講演をいただきました(講演内容は本紙にて紹介)。3月10日には、瀧野貴生さん(立命館大学法科大学院教授)に「共謀罪と刑事裁判」についてご講演いただき、まさに今国会最大の問題について理論面・実践面で活発に討論しました。そして4月14日には、河口隆洋さん(京都教職員組合執行委員長)に「いま、学校現場で起こっていること—子どもたちが学び、成長・発達する権利は保障されているか?」というタイトルでご講演いただき、政権側が教育を通じて何をねらい、現実にながら起きているのかを学びました。

今後も、毎月1回のペースで開催します。第6回目となる次回の講師は、大原光夫さん(京都宗教者平和協議会・僧侶)です。大原さんには、宗教者の目から日本国憲法の平和主義や政教分離規定の意義について問題提起をいただく予定です。宗教の戦争へのかかわりや、靖国神社についても考えたいと思います。6月9日(金)19時から、ハートピア京都の視聴覚室にて開催しますので、ぜひご参加ください。

安倍政権による憲法違反の暴走がつづくなか、「憲法ゼミナール」は憲法についてしっかりと学び、議論のできる最適の場だと考えています。会員のみなさんの積極的なご参加をお待ちしています。

○【第6回】2017年6月9日(金) 19:00～

「憲法と宗教」(仮題)

大原光夫さん

(京都宗教者平和協議会・僧侶)

ハートピア京都 視聴覚室

○【第7回】2017年7月28日(金)19:00～

「憲法と労働」(仮題)

ハートピア京都 視聴覚室

テーマや講師は未定ですが、【第8回】(9月15日(金))、【第9回】(10月20日(金))も開催します。会場は、いずれもハートピア京都(視聴覚室)、時間は19:00～です。参加費は無料です。



Facebook、開設しています。「京都憲法会議」で検索してください。

「いいね!」「フォロー」もお待ちしていますm(_ _)m

京都憲法会議 事務局 〒606-8397 京都市左京区聖護院川原町4-13 教育会館別館
<http://www.kyoto-kenpokaigi.com/> e-mail : info@kyoto-kenpokaigi.com
 FAX : 075-255-2507 (京都憲法会議担当宛と明記)

